

平成 2 9 年度

年間運営計画

社会福祉法人清和会
三浦しらとり園

目 次

I 運営方針	1
1 基本方針	1
2 重点目標	1
3 平成29年度の重点課題	1
4 運営体制	3
II 各委員会実行計画	6
III 行事計画	11
IV 生活業務運営計画	13
1 児童課の運営計画	13
2 生活第一課の運営計画	14
3 生活第二課の運営計画	16
4 地域支援課の運営計画	21
5 特定相談支援事業運営計画及び障害児相談支援事業運営計画	28
6 強度行動障害支援者養成研修事業運営計画	30
V 年間行事計画	31
1 平成29年度年間行事等計画	31
2 診療所事業	32
3 防災避難計画	33
4 環境整備実施計画	34
5 平成29年度ボランティア受入計画	35
6 調理の業務計画	36
7 平成29年度実習生等受入計画	37
8 家族との交流	38

I 運営方針

当園では、「一人ひとりの意思を尊重します」、「一人ひとり豊かな生活を実現するように努めます」、「一人ひとりよりよい地域での生活をめざします」の3つの基本理念に基づいて運営を行います。

1 基本方針

- (1) 利用者の人権を尊重し、社会参加を妨げるあらゆる障壁、いかなる偏見や差別を排除します。
- (2) 他の関係機関との連携を図りながら、サービス等利用計画や個別支援計画を作成し、着実に実施していきます。また作成に当たっては利用者の意思決定支援など合理的配慮と合わせてご家族、後見人の希望にも配慮します。
- (3) 利用者の生活環境に配慮し、地域に開かれた施設運営を進めます。
- (4) 福祉サービス提供拠点施設として地域の障害児者の在宅生活を支援し、地域社会と連携し地域の支援力の向上を目指します。
- (5) 職員の資質向上を図り次世代を担う人材を育成します。

2 重点目標

- (1) 県立時代に蓄積された支援・運営を引き継ぎ、先駆性・即時性など民営のよい面と融和させることによって、サービスの質の向上を目指します。
- (2) 利用者や家族・地域の声を傾聴し、より良い施設運営と利用者支援を目指します。
- (3) 利用者一人ひとりの障害特性に合わせた地域生活の実現を図っていきます。
- (4) 職員の研修機会を確保し、利用者支援のスキルアップを園全体で図っていきます。
- (5) 地域の関係機関との連携により、横須賀・三浦地区の在宅障害児者の生活を支援します。
- (6) 地域の福祉関係者等を対象とした公開講座の開催等を通して地域の支援力の向上を図ります。
- (7) 希望者からの相談に応じ、サービス等利用計画の作成やモニタリングを着実にこなしていきます。
- (8) 清和会の他施設との連携を密にし、情報共有や職員間の交流を図ります。

3 平成29年度の重点課題

- (1) 利用者の人権擁護への取り組みの推進
利用者の人権擁護、虐待防止や合理的配慮のための取り組みを推進していきます。
- (2) 個別支援の充実
利用者を中心に、ご家族・後見人の願い、意向に配慮した個別支援計画を作成し、ストレングスの視点から安心・安全の支援を行っていきます。
- (3) 利用者サービスの向上
専門スタッフ同士のチームワークを重視し、専門職とも連携して利用者サービスの向上を図ります。利用者のリハビリテーションを推進し、身体機能を維持向上させるとともに、栄養ケアマネジメントを充実し、食生活の充実を図っていき

ます。

(4) 利用者の地域生活移行の推進

利用者の望む暮らしの実現を図り、地域生活やよりよい生活環境への移行を推進していきます。

(5) 職員研修の充実

特に新採用職員に対する研修機会を確保し、基本的なスキルの習得を促進するとともにリーダー級研修の実施により、マネジメント、人材育成力の向上を図ります。また、それらを含め階層別研修、専門研修など職員の研修体系の検討を行います。

(6) 在宅支援への取り組み

地域のニーズを積極的に受け止め、短期入所や日中一時支援等などを通じて、横須賀・三浦地区の在宅障害児者の生活を支援します。

(7) 相談支援事業所の着実な運営

相談支援事業所の円滑な運営を図るとともに、常に利用者の立場に立った適正な特定相談支援及び障害児相談支援を提供していきます。

鎌倉やまなみ相談支援事業所と連携し、それぞれの地域性等を考慮し、役割を明確にします。

情報機器を活用しながら相談支援業務の効率化を図ります。

(8) 地域の関係機関への専門的な支援の充実

強度行動障害児者への対応等地域の障害福祉施設等に対して職員研修や公開講座、コンサルテーション等を通じて専門的支援力の向上を促進します。

(9) 安心・安全な施設環境の整備

施設を利用する障害児者の障害特性や高齢障害者の身体的機能の低下等に対応した施設設備の修繕等、環境整備を計画的に実施します。

(10) 防災・避難訓練の実施と防災課題への取り組み

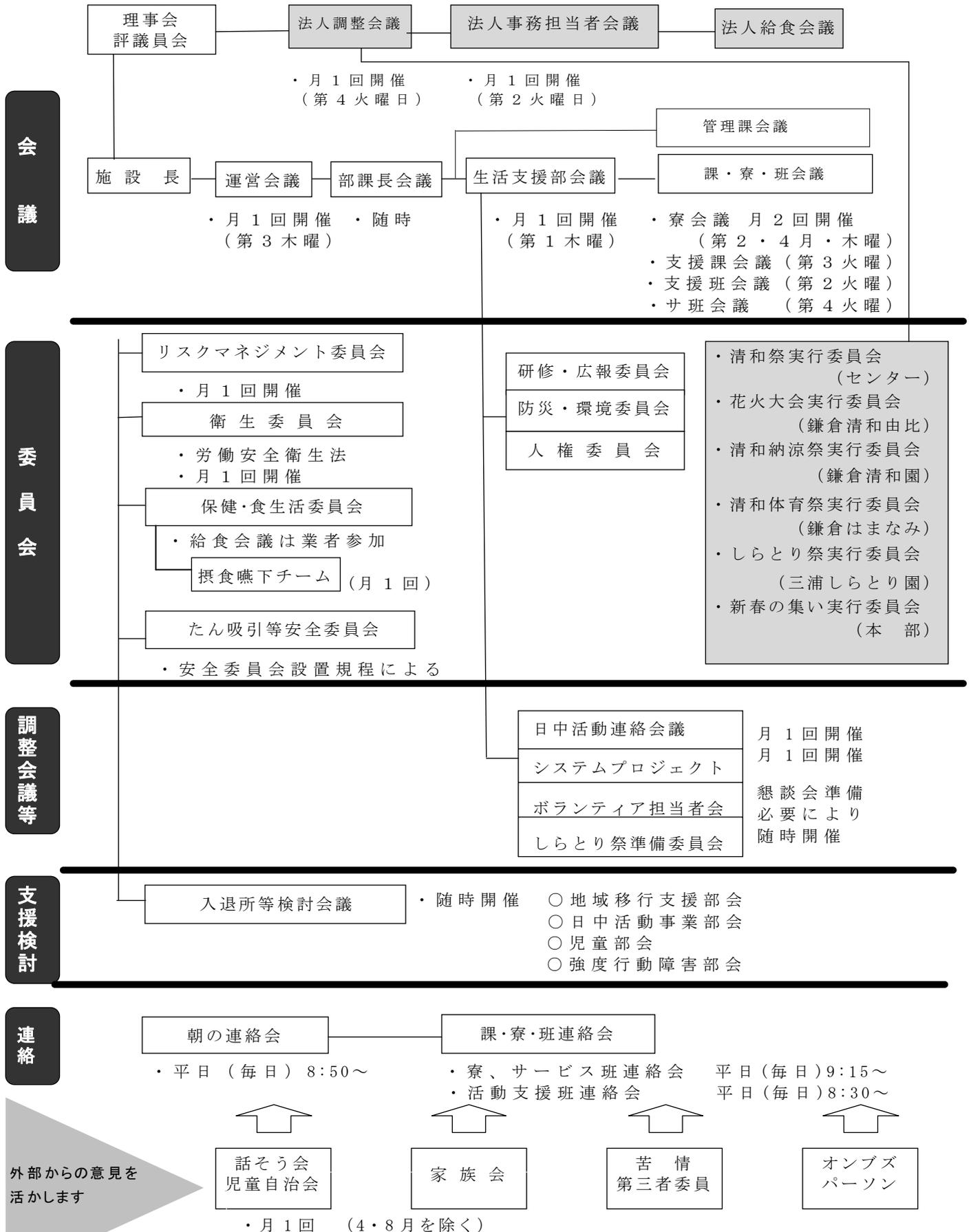
実践的な防災・避難訓練を行います。また、当園の事業継続計画（BCP）に基づき防災課題を検証し、見直していきます。

(11) 防犯対策への取り組み

外部侵入者等による犯罪被害を防止するため、関係機関や関係団体と連携しながら、防犯マニュアルを作成し、実践的な防犯訓練を実施するとともに、防犯設備等の整備や、防犯体制の充実を図ります。

4 運営体制

(1) 会議（意思決定・調整・協議）



(2) 委員会構成

委員会名	所 属	生活支援部長 施設長	児童課		生活第一課		生活第二課				支援課	診療所	管理課 (調理)	アドバイザー等	開催日	
			1 寮	2 寮	5 寮	6 寮	4 寮	8 寮	3 寮	7 寮						
リスクマネジメント委員会		◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	児童課長		
衛生委員会		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎管理課長 産業医	◎管理課長	運営会議 開催日	
各種委員会	保健・食生活委員会		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	児童課長	第3 水曜日	
	研修・広報委員会		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地域支援課長 寮長	第2 水曜日 (偶数月)	
	防犯・防犯委員会		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	管理課長 寮長	第2 金曜日	
	人権委員会		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	生活第二課長 寮長		
日中活動連絡調整会議			○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	地域支援課長 活動支援班長	第1 火曜日	
ボランティア担当者会			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地域支援課長 活動支援班長 寮長	随時	
喫煙等安全委員会					○	○							○	生活第一課長	必要時	
情報化推進調整会議			運営会義の中で随時開催											運営会議 開催日		
システムプロジェクト グループ			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	生活第一課長	第4 金曜日
中長期計画検討 プロジェクト		◎	○													随時
レクリエーション大会 準備スタッフ会			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	生活第二課長 ※12→56→ 37→48	随時
しらとり祭 準備スタッフ会			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地域支援課長 寮長	随時

(◎) は委員長 (○) は副委員長

苦情処理・第三者委員 調整担当(事務担当)	部長 地域支援課長	成年後見担当	寮長	家族会	生活第二課長	オンブズパーソン担当	寮長
--------------------------	--------------	--------	----	-----	--------	------------	----

- 神奈川県民間知的障害施設協同会 経営管理部会(施設長)
施設運営部会(主幹)
- 神奈川県知的障害福祉協会 児童発達支援部会(部長・児童課長) 広報委員会(地域支
部課長会(主幹) 支援スタッフ部会(支援員)
- 横須賀三浦地区知的障害施設協議会 事務局(地域支援課長・寮長)
- 横須賀三浦地区障害児・者施設オンブズパーソン活動 事務局(地域支援課長・寮長)
- 横須賀三浦地区障がい児者ふれあい作品展 担 当(地域支援課長・寮長)
- 横須賀三浦地区ふれあい広場 事務局(地域支援課長・寮長)
- 横須賀市障害関係施設協議会 事務局(地域支援課長)
- 横須賀市障害とくらしの支援協議会 暮らしを支える連絡会委員(地域支援課長)
支援ネットワーク連絡会委員(相談支援専門員)
こども支援会議委員(サービス班 ケースワーカー)

(参考)

平成 28 年 9 月 1 日

私たち三浦しらとり園のすべての職員は、一人ひとりが指定管理施設を運営する組織の一員として、自らの行動を自覚し責任を明確にするため、「三浦しらとり園職員行動指針」を定めます。

《三浦しらとり園職員行動指針》

三浦しらとり園のすべての職員は、この行動指針の遵守に努めることとし、殊に管理・監督する立場にある者は、自らが模範となるよう率先して実行に努めます。

私たちの姿勢

- 1 前例にとらわれず、自ら行動し、新たな課題に挑戦します。
- 2 利用者とのコミュニケーションを豊かにするとともに、障害者への虐待や差別の禁止など利用者の人権を尊重します。
- 3 明るく、生き活きたとした風通しの良い職場づくりを推進します。
- 4 服装、身だしなみ、あいさつ、態度など、地域社会の一員としての自覚をしっかりとって行動します。
- 5 職務に専念し、服務規律を遵守します。

私たちの実践

- 6 三浦しらとり園の3つの「運営の基本理念」に基づき常にサービスの質の向上に努めます。
- 7 利用者の障害特性や年齢に応じた、環境面での合理的配慮と適切な支援を実践します。
- 8 利用者やそのご家族、後見人等からの要望や苦情等に対し真摯に取り組みます。
- 9 報告、連絡、相談を徹底して、情報の共有に取り組みます。
- 10 日常点検やリスクマネジメントシステムを活用し、未然に事故や不祥事を防止します。
- 11 施設の拠点的役割として、地域の在宅障害児者や民間事業所への支援に取り組みます。
- 12 より専門性の高い支援を担えるように自己研鑽や専門技術の習得に努めます。
- 13 個人情報保護と情報管理を徹底します。

私たちの規律

- 14 信用失墜行為や職員全体の不名誉となる行為を行いません。
- 15 常に公私の別を明らかにし、利用者やそのご家族、後見人等の疑惑や不信を招く行為を行いません。
- 16 職務上知り得た秘密を漏らしません。
- 17 交通法規を遵守し、飲酒運転を行いません。

管理監督者の役割

- 18 職員の能力を活かし、働きやすい職場環境を整備する取り組みを行います。
- 19 常に適切な業務管理に努め、自ら職員の範となるよう行動します。
- 20 利用者への虐待や差別の根絶に向けて、職員の人権意識を高めるとともに、適切なスーパーバイズを行うよう努めます。

<三浦しらとり園 3つの運営の基本理念>

- 一人ひとりの意思を尊重します。
- 一人ひとり豊かな生活を実現するように努めます。
- 一人ひとりよりよい地域での生活をめざします。

Ⅱ 各委員会実行計画

1 リスクマネジメント委員会

(1) 目的

リスクマネジメントシステムを有効に活用し、インシデントや事故に関して多角的な分析を行い、職員の情報共有を図ることで、職員の動きや利用者特性が浮き彫りになり、業務改善や環境調整を行うことにより、事故防止につなげていきます。

(2) 委員会の状況及び特徴

ア 委員会の開催

毎月1回開催（年間12回）

イ 委員会の活動内容

- (ア) セクションごとに、リスクマネジメント便りを毎月発行します。
- (イ) 月ごとに園全体のリスクの分析（月のまとめを作成）を行います。
- (ウ) 緊急度の高いアクシデント・インシデントがあったときは、リスクマネジメント通信を発行し、情報提供と注意喚起を実施します。
- (エ) 他の委員会と連携をし、リスクの軽減を図りながら、リスクマネジメントデータの有効活用を図ります。
- (オ) 家族向けのリスクマネジメント通信を発行します。
- (カ) インシデントレポートの多角的分析を行います。
- (キ) 所在不明者捜索訓練を実施します。
- (ク) これから懸念されるリスクに対しての検討、分析、対応策を作成します。
- (ケ) マニュアルのデータ更新をします。
- (コ) インシデントデータベースのシステム維持及び点検をします。
- (サ) インシデントレポート重点留意項目の検討（6か月毎）をします。

2 衛生委員会

(1) 目的

- ア 労働安全衛生法に基づき設置します。
- イ 健康診断等の状況を把握し職員の健康管理に努めます。
- ウ 職場における職員の健康と安全確保のための対策を検討します。
- エ 職場の腰痛予防やメンタルヘルス予防について対策を検討します。
- オ 労働災害が発生した場合には、即時原因を究明し、具体的な再発防止策を審議します。

(2) 実施計画

- ア 委員会を月1回開催します。
- イ 年間安全衛生計画を策定します。
- ウ 主なテーマ
 - (ア) 職員の健康管理について
 - (イ) 職員のメンタルヘルス予防や腰痛予防について
 - (ウ) 定期的な健康診断結果の対応について
 - (エ) 職場環境の改善について

3 保健・食生活委員会

(1) 目的

- ア 医療実務研修を実施し、職員の資質向上に努めます。
- イ 診療所と連携して、疾病の予防に努めます。
- ウ 委託業者と連携して安全で豊かな食生活の推進に努めます。

(2) 実施計画

- ア 委員会開催は毎月とし、他に保健部会・食生活部会を開き、計画を円滑に実行します。
- イ 医療実務研修（園内巡回研修を含む）を年6回実施し、随時疾病に関する情報提供を行います。
- ウ インフルエンザやノロウイルス等の感染症対策を行い、発症者が出た際は、感染症対策委員会と連携して対応にあたります。
- エ リスクマネジメント委員会との協力・連携を図ることにより、インシデントレポートを分析し事故防止に努めます。
- オ 利用者の嗜好を踏えて献立作成に反映させるよう取り組みます。
- カ 「摂食嚥下チーム」の活動
当委員会の誤嚥性肺炎等に対する具体的予防活動として、歯科医師、歯科衛生士、理学療法士、管理栄養士がチームとなって、高齢の利用者など摂食方法や嚥下機能にケアを要する利用者について個別に最適な食形態や介助方法等を協議するとともに、定期的に食事場面に巡回して寮職員へ助言等を行います。

4 たん吸引等安全対策委員会

(1) 目的

喀痰吸引等の実施について医療機関との連携の下での安全確保体制を整備し、常時適切な喀痰吸引等の業務が行われることを目的に安全委員会を設置します。

(2) 実施計画

- ア 開催頻度
原則2カ月に1回とし、その他必要に応じ開催する。
- イ 構成メンバー
医師、看護師、生活第一課長、5・6寮担当職員。
- ウ 検討内容
 - (ア) 対象利用者の実施状況の報告
 - (イ) 安全対策の検討
 - (ウ) 新規対象者についての検討
 - (エ) 研修の実実施計画の検討
 - (オ) その他

(3) その他の所掌事務

- ア 喀痰吸引等の実施について平成24年4月23日に県保健福祉局福祉・次世代育成部障害福祉課に「喀痰吸引等に関する業務方法書」により登録申請しています。たん吸引等安全委員会は、平成24年度から高齢寮（5，6寮）の利用者を中心に特定利用者対象の喀痰吸引医療ケア研修3号(特定の方に対して行うための実施研修)に取り組んできました。しかし、平成25年7月以降たん吸引を行う利用者はいません。
- イ 当該安全委員会は、保健・食生活委員会の摂食嚥下チームにより、たん吸引を新たに必要とする利用者に対して口腔ケアと嚥下の支援を行い、その情報を共有し、新規のたん吸引等対象者について連携して検討・支援していきます。

5 研修・広報委員会

(1) 目的

- ア 園内及び横須賀三浦地区の支援員等の専門性を高め、職員の資質向上を目指します。
- イ 他委員会との連携を図り、効果的で体系的な職員研修を実施します。
- ウ 広報『しら鳥』を発行します。
- エ 園の取組みや情報をホームページに掲載します。
- オ 研修実績及び内容を取りまとめます。

(2) 実施計画

- ア 委員会の開催は年6回とし、必要に応じて随時開催します。
- イ 人材育成の観点から職員の研修体系を検討します。
- ウ 職員の受講実績などを踏まえ研修派遣等の計画を立て、特に新採用職員に対する研修機会の確保を図ります。
- エ 研修実施マニュアルに基づき職務を通じての園内研修を推進します。
- オ 他委員会や事業担当との連携を図り、新しい福祉情報等に対応した研修を実施します。
- カ 研修案内等、ホームページを随時更新します。
- キ 広報『しら鳥』を年3回以上発行します。
- ク 平成29年度の研修実績及び内容を取りまとめます。

6 防犯・防災・環境委員会

(1) 目的

- ア 安全かつ即応性、実効性のある避難体制を目指します。
- イ 災害時および非常時に備え、定期的な訓練を通して職員の防犯・防災意識を高め、防犯・防災技術の向上に努めます。また、関係機関や関係団体と連携し安全対策を講じます。
- ウ 安全・安心な生活環境の整備に努めます。
- エ 園内外の美化に努め、快適な生活環境を提供します。

(2) 実施計画

- ア 開催頻度 原則年6回（隔月開催）とします。
- イ 検討内容
 - (ア) 防犯研修および訓練、防災および避難訓練を実施し、その反省を活かし、防犯、防災に関する課題を検討し、改善していきます。（防犯マニュアルの作成、防災マニュアルの改訂等）
 - (イ) 防災課題については、加えて当園の事業継続計画（BCP）の見直しを行います。
 - (ウ) 計画的な環境整備を実施し、園内の美化に努めるとともにより快適な生活環境を提供できるよう検討します。

7 人権委員会

(1) 目的

- ア 当園人権パンフレット「生きているっていいなⅣ」に基づき、人権擁護の取り組みを進めます。
- イ 利用者の基本的人権を保障し、安心、安全、快適な生活のためのサービス提供を目指した活動を行います。
- ウ 利用者の意見を尊重し、利用者を主体とした活動を進めます。

(2) 実施計画

- ア 開催頻度 原則隔月に1回、必要に応じて適宜実施。

課題毎に部会を設置し、部会ごとの打ち合わせを行います。

イ 実施計画

(ア) 人権アンケートの継続実施

- 支援の振り返りの確認のため、職員に対する人権アンケートを実施します。
- アンケート結果はご家族に開示します。
- アンケート集計後、その中から各セクションで課題を設定し、一定期間その課題を改善していくための取組みを行います。
- 追跡アンケートを行う事で支援の振り返りを行い、利用者支援の向上を図ります。
- 利用者のご家族等にアンケートを行い、当園の「利用者満足度調査」の状況を確認し、改善が必要な事項は改めます。

(イ) 「身体拘束ゼロマニュアル」に向けての取組み実施

- 当園の身体拘束の実態を把握し、拘束解除に向けた進行管理を行います。各寮会議で実態調査をもとに身体拘束の見直しや振り返りを実施します。
- 身体拘束ゼロマニュアルを改訂します。

(ウ) 居室施錠調査の実施

各セクションの居室施錠についての実態調査を実施し、改善が見られたケースについては、どのような対応が有効であったのかを検証し、施錠減少につなげるための支援方法をまとめていきます。

(エ) 人権に関わる職員研修の実施

人権擁護や虐待防止に向けた園内研修を行います。

- ウ 話そう会の取りまとめ、報告をします。

8 日中活動連絡調整会議

(1) 目的

- ア 利用者の生活充実に向けスムーズな日中活動を運営できるよう調整します。
- イ 利用者が安心して楽しく活動できるよう日中活動に関する課題を検討します。
- ウ 地域移行に向けた視点を日中活動に取り入れます。

(2) 実施計画

ア 開催頻度

毎月第1火曜日に日中活動連絡調整会議を実施し(8月を除く年11回)日中活動の状況報告、各課題の検証を行います。

イ 検討内容

(ア) 日中活動の円滑な運営及び検証

日中活動担当職員及び寮職員で、定期的に話し合いを持ち、各グループの運営上の課題、活動プログラムの検討を行います。

活動状況については毎月の日中活動連絡調整会議において報告します。

(イ) グループ間交流による日中活動の充実

利用者の特性に応じ9グループに分かれて日中活動を提供します。また各グループと連携をとり、利用者の状況に応じグループ間交流を積極的に行うことにより日中活動の充実を図ります。

(ウ) インシデントレポートの検証

日中活動で起きたインシデントについては、日中活動連絡調整会議で報告、検証し、日中活動担当職員と寮職員との連携を深めて、より安全な日中活動を提供します。

(エ) ご家族への日中活動参観の機会提供

家族に気軽に日中活動参観をしていただけるよう、引き続き事前の申し出によりいつでも参加できる方法で行います。ご家族に参加方法を広く周知し、参観を通して日中活動を理解していただきます。

9 システムプロジェクトグループ

(1) 目的

三浦しらとり園のネットワークシステムを円滑に運用するため、運用管理する職員の育成を図ると共に、保守業者との連携、役割分担等を整理します。

(2) 実施計画

ア 開催頻度 概ね月に1回

イ 検討内容

(ア) サーバの運用保守に関すること

(イ) ネットワークの運用保守に関すること

(ウ) 各職員パソコンの運用保守に関すること

(エ) その他情報システムの運用・調整に関すること

(オ) 職員のシステム運用に関するスキルアップに関すること

(カ) データベース化による情報共有に関すること

10 ボランティア担当者会

(1) 目的

ボランティアの円滑な活動に向けての調整や情報交換を行います。

(2) 実施計画

ア 開催頻度 半年に1回、随時

イ 検討内容

(ア) ボランティア懇談会の開催について

(イ) その他、園内のボランティア活動について

ボランティアの活動に関しては、1か月ごとに活動内容、ボランティアからの意見要望等を集約し、情報共有を行います。

Ⅲ 行事計画

1 第37回清和祭バザー実行計画

(1) 目的

社会福祉法人清和会を援助し、法人が運営する各種施設の機能の円滑化を図り、施設利用者の一層の福祉の向上を目指すとともに、障害者の社会参加、自立促進・啓発及び福祉施設に対する理解を図ることを目指します。家族、ボランティア、関係団体、地域の人々と楽しいひと時を過ごし相互の親睦を図ります。

(2) 内容

- ア 開催実施日 4月22日(土)
- イ 開催場所 障害者生活支援センター鎌倉清和・鎌倉市立植木小学校体育館
- ウ 主催 清和会後援会(清和祭運営兼実行委員会)
- エ 事業 模擬店、バザー、アトラクション

2 レクリエーション大会実行委員会

(1) 目的

入所している利用者が家族と交流し、楽しむことを目的として行います。通所の利用者は希望者のみとし、家族も一緒に参加します。

(2) 内容

- ア 開催実施日 5月20日(土) 午後13時30分頃から15時
- イ 開催場所 三浦しらとり園
- ウ 主催 三浦しらとり園・家族会(レクリエーション大会実行委員会)
- エ 事業 競技種目は3つ程度(パン食い競走、玉入れ、リレー等)

3 第14回鎌倉花火由比納涼祭バザー実行計画

(1) 目的

鎌倉花火大会に合わせて開催し、清和会施設の利用者、家族、ボランティア、関係諸団体、地域の人々と鎌倉の花火を觀賞しながら楽しいひと時を過ごし相互の親睦を図り、併せて地域福祉の増進を図ります。

(2) 内容

- ア 開催実施日 7月19日(水)
(第69回鎌倉花火大会)
- イ 開催場所 鎌倉清和由比
- ウ 主催 社会福祉法人清和会(鎌倉花火由比納涼祭バザー実行委員会)
- エ 事業 花火觀賞、模擬店、バザー

4 第45回清和納涼祭実行計画

(1) 目的

夏の夕べに家族、ボランティア、関係諸団体、地域の人々と楽しい交流を通じて相互の親睦を図り、併せて地域福祉の増進を図ります。

(2) 内容

- ア 開催実施日 毎年8月末の土曜日 午後5時から午後6時30分まで
- イ 開催場所 障害者生活支援センター鎌倉清和

ウ 主 催 社会福祉法人清和会（清和納涼祭実行委員会）
エ 事 業 模擬店、バザー、アトラクション

5 第46回清和体育祭実行計画

(1) 目的

運動、レクリエーションを楽しみながら健康であることの有り難さを感じるとともに、家族、ボランティア、関係諸団体、地域の人々と楽しいひと時を過ごし相互の親睦を図り、併せて地域福祉の増進を図ります。

(2) 内容

ア 開催実施日 10月7日(土)
イ 開催場所 鎌倉市立植木小学校グラウンド
ウ 主 催 社会福祉法人清和会（清和体育祭実行委員会）
エ 競技種目 鈴割り、徒競走、玉入れ等

6 第54回しらとり祭実行計画

(1) 目的

園を開放してアトラクションや模擬店を行い、地域住民や福祉事業所等と交流することで、園や法人への理解促進を図るとともに、利用者が主体的に楽しめる行事として位置づけます。

(2) 内容

ア 開催実施日 10月14日(土)
イ 開催場所 三浦しらとり園
ウ 主 催 社会福祉法人清和会（しらとり祭準備スタッフ会）
エ 事 業 アトラクション、模擬店、バザー、法人紹介等

7 第21回新春の集い実行計画

(1) 目的

新しい年を迎え、施設利用者の一層の福祉の向上を目指すとともに、社会福祉法人清和会が運営する各種施設の発展を願い、来賓の方を迎え、利用者、家族が一堂に会し、お祝いの会を開きます。

(2) 内容

ア 開催実施日 毎年1月
イ 開催場所 鎌倉パークホテル（予定）
ウ 主 催 社会福祉法人清和会（新春の集い実行委員会）
エ 事 業 職員永年勤続表彰、利用者の成人・古希のお祝い、アトラクション、ビンゴゲーム、ホテルにて食事会など

IV 生活業務運営計画

1 児童課の運営計画

利用者の人権を尊重し、利用者一人ひとりの自己実現を図るとともに、成人に向けての準備、あるいは地域での生活を実現させる取り組みを進めていきます。また、学校・児童相談所・福祉事務所等関係機関との円滑な連絡調整および連携の強化を図ります。

- 1・2寮の利用者交流を図ります。
- 職員の資質の向上を図ります。
- 短期・日中一時利用の積極的な受け入れを行います。
- 指定管理施設としての機能、役割を充実させていきます。

(1) 児童課1寮の運営計画

ア 内容

- (ア) 安心・安全な生活及び環境の改善に努めます。
- (イ) 一人ひとりを大切にされた個別支援の充実を図ります。

イ 1寮の状況及び特徴

1寮は定員が男子20名（長期枠16名・短期枠4名）で4月1日時点の現員は、児童福祉法による措置児童10名及び、契約利用者5名（うち4名は加齢児）で、合計は15名となる見込みです。

9歳から40歳の利用者が利用し平均年齢は19歳です。学齢児の通学先は、小学校の特別支援級3名、養護学校高等部6名となっています。高等部については武山養護学校（津久井浜分教室）と岩戸養護学校の3校に分れています。他、高校卒業後の進路について現在3名の方が取り組んでいます。

利用者は知的障害を有する自閉症などの発達障害、あるいはその傾向にある方、及び被虐待児等であり障害状況や年齢の幅も広く混在しています。また、学齢児の利用希望も多く、成人利用者の速やかな地域移行が急務となっています。

ウ 支援体制

利用者個々の障害特性に特化した支援を行うため、自閉症児者など重度障害を持つ方の支援チームと、情緒障害児を中心とする軽度の障害を持つ方の支援チームに分けて支援方針を検討し、取り組みます。

(2) 児童課2寮の運営計画

ア 内容

- (ア) 利用者個々の障害特性にあった生活ができるように、個別支援の充実に努めます。
- (イ) 地域移行に向け、本人に理解できるように解りやすく説明し、本人が望む暮らしが出来るように支援します。

イ 2寮の状況及び特徴

2寮は定員が女子20名（長期枠16名・短期枠4名）で、4月1日時点の現員は、児童福祉法による措置児童11名、障害者総合支援法による契約利用者1名、入所者の合計は12名となる見込みです。利用者の年齢は8歳から18歳ま

で、平均年齢は14歳となっています。学齢児の通学先は、小学校支援級1名、中学校支援級3名、武山養護学校中学部1名、高等部4名、岩戸養護学校高等部2名（中学校支援級3名・武山養護学校高等部2名・岩戸養護学校2名は自主通学）となっています。

中・軽度の知的障害、被虐待児、自閉的傾向の方、行動障害のある方など障害状況や年齢の幅も広く混在していることから、過ごす場所を時間で変更し、特性に応じた個別プログラムを実施するなどして利用者が望む暮らしが実現できる支援を工夫します。

(3) 課題と取組計画（共通）

課 題	取 組 計 画
1 寮内環境改善・整備	○ 利用者の特性に合わせて安全、安心して生活できるように、利用者間の関係調整や居室の工夫整備及び衛生面の配慮をしていきます。
2 一人ひとりを大切にしたい個別支援の充実及び地域移行の促進	○ 一人ひとりの利用者の目標を明確にし、関係機関と調整及び実現に向けて定期的に検証し、地域移行を目指します。
3 職員の専門性と資質の向上	○ 学習会を定期的開催し支援を充実させます。 (愛着形成・被虐待児・行動障害・自閉症・発達障害・児童相談所業務・障害者差別解消法等福祉関連法)
4 1、2寮の利用者交流	○ 利用者参加による計画立案等を推進し、児童課行事の開催及び余暇活動等による交流を図ります。
5 指定管理施設としての役割の維持・向上	○ 県直営時代の利用者支援の枠組の継承及びサービスの質の向上を目指します。

2 生活第一課の運営計画

生活第一課は高齢化と、身体機能の低下が進んでいる利用者が目立ち、介護環境をハード面・介護技術面ともに充実させ、利用者にあわせた地域生活移行を進める体制を整える必要があります。他知的障害施設の先行事例や、特別養護老人ホームの例を参考に介護環境を整えると共に、後見人・関係機関・施設と密に連絡を取りながら地域生活移行を進めるなど、利用者一人ひとりに適正な生活を目指します。

(1) 生活第一課5寮の運営計画

ア 目的

- ・ 利用者の障害特性に合わせた支援体制の構築と、安全で安心した生活環境の提供に努めます。
- ・ 利用者の主体性を尊重したサービス提供とともに、生活の質（QOL）の向上に努めます。
- ・ 家族等との連携を図りながら、本人主体の生活実現に向けて必要な支援を行います。

イ 5寮の状況及び特徴

16名の男性利用者の方が生活しています。平均年齢は53.1歳で31歳

から75歳と年齢のばらつきがあります。病弱・車椅子利用の方を中心とした寮です。体調の恒常的な状態把握を行い、医療との連携を密にとりながら日々の生活を支援しています。身体的機能低下や障害特性等による事故の未然防止、感染症対策、住環境の整備等に取り組み、安全で安心できる生活環境の提供に努めるとともに、サービスの質の向上を意識しながら、毎日の支援を提供しています。

地域サービス事業については、サービス利用者の状況に応じた支援体制を構築し、安心した生活環境を提供できるよう地域支援課と連携し対応しています。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 利用者の身体的機能や障害特性等を考慮した支援体制の構築と本人主体の支援計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体的機能や障害特性等の状況を正確に把握するとともに、本人の主体性が尊重された支援計画を策定します。 ○ 研修等に積極的に参加し、障害特性にあった支援を行います。
2 医療セクション等と連携しながら、安全で安心できる支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療対応が不可欠な利用者が多い寮編成のため、体調管理や感染症予防対策に努めるとともに、安全な住環境の整備を実施していきます。 ○ 入院加療等が必要になった場合、当該医療機関や家族等との連携に努めます。
3 加齢等に伴う身体的機能の変化に対応した生活の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体的機能の変化に留意し、必要な情報収集や状況把握に努めます。 ○ 個々の状況に適した生活の場への移行等も視野に入れ、後見人とも連携しながら準備や検討を進めていきます。
4 指定管理施設としての役割の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県直営時代の利用者支援の枠組の継承及びサービスの質の向上を目指します。

(2) 生活第一課 6寮の運営計画

ア 目的

- ・ 利用者の障害特性に応じた生活環境の整備に努め、健康で安全な生活を支援します。
- ・ 利用者の主体性を尊重し、一人ひとりの生活の質（QOL）の向上を目指した支援を提供します。
- ・ 積極的に家族等との交流の機会を設けます。

イ 6寮の状況及び特徴

11名の利用者が生活しています。年齢は42歳から71歳の女性で、平均年齢は57.2歳です。自力歩行できる利用者が少なく車椅子利用者が多数を占めています。歩行や移動時には職員が付き添う等の支援が必要な方が殆どです。

高齢に伴い医療ケアが必要な利用者も多く、骨粗しょう症の対応や、毎日の体調面の把握を含め医療との連携が欠かせない状況になっています。安心して安全に、気持ちよく生活を送れる生活環境の整備にも努めています。

地域サービス事業では、家族のレスパイト対応を含め利用する者が安心して楽しく利用できるよう、地域支援課と連携し障害特性や身体機能等の把握に努

め、支援を行っています。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 利用者の特性に沿った、安全で安心した支援の提供	○ 利用者ニーズの把握に努め、余暇活動や日常生活の支援を実施します。 ○ 研修等に積極的に参加し、障害特性にあった支援を行います。
2 家族等との積極的な交流の実施	○ 行事や毎日の生活状況を寮通信や葉書を活用して定期的に報告し、利用者家族等とのコミュニケーションを図っていきます。 ○ 寮行事への参加の呼びかけを行います。
3 安心して安全な生活環境への改善	○ 利用者が主体的に生活を送ることができる住環境になるよう、配慮します。
4 指定管理施設としての役割の維持・向上	○ 県直営時代の利用者支援の枠組の継承及びサービスの質の向上を目指します。

3 生活第二課の運営計画

(1) 生活第二課3寮の運営計画

ア 目的

- ・ 利用者の人権擁護を推進します。
- ・ 利用者が楽しめる生活の支援を促進します。
- ・ 情報の共有化を推し進めます。

イ 3寮の状況及び特徴

3寮は、21歳から64歳の成人男性17名が生活しており、平均年齢は48.1歳です。

障害支援区分は、区分5・6がそれぞれ7名・10名となっています。一方、療育手帳の障害程度では、A2（重度）が1名で他は全員A1（最重度）で、うち身体障害者手帳所持者は3名です。（聴覚/肢体1名・肢体2名）

園内を単独で移動される方や常に転倒のリスクを抱えている方、また嚥下の機能が低下されている方や異食傾向の方など様々な利用者が在籍しています。日々の生活の中では、楽しみや余暇の充実、特に外出には力をいれています。安心・安全を念頭に様々な体験を通じて、張りのある生活を送れることを目指しています。

短期入所については、様々な障害特性の利用者を、地域支援課と連携を図りながら受け入れています。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 人権に配慮した支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援全般において人権尊重の理念を念頭に置き支援に当たります。また寮会議でも毎回確認をします。 ○ 身体拘束時間の短縮を目指し、職員の動き等含めた業務の見直しにより、見守り体制の確保に努めます。 ○ カーテン、パーテーション等を活用して居住者のプライバシーを尊重します。
2 利用者の楽しめる生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日々の余暇活動に加え、温泉やテーマパークへの外出、映画鑑賞等、衣類の購入など、個々の特性や好みに応じ、余暇活動を計画します。 ○ 利用者個々のニーズや障害特性に合わせ、地域の商店等の利用を推進します。
3 情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者支援関連の情報等の共有化を図り職員のチームワークを強化します。また、長年続けているグループ支援を継続し多角的支援及び、職員のスキルの向上を目指します。

(2) 生活第二課 7 寮の運営計画

ア 目的

- ・ 利用者の人権擁護を推進します。
- ・ 利用者の障害特性に配慮した生活環境の整備に努め、健康的で楽しみのある生活を提供します（QOLの向上）。
- ・ 職員間のコミュニケーションを大切にし、チームワークで支援を行います。

イ 7 寮の状況及び特徴

7 寮で生活されている方は、主に重度の自閉症の方と行動障害のある方です。現在は強度行動障害対策事業の対象者が 2 名となっています。年齢は 23 歳から 56 歳、平均年齢は 42.6 歳の 16 名の男性で構成されています。また、その中で聴覚障害の方が 2 名、体幹機能障害の方が 1 名となっています。障害支援区分は、区分 5 の 1 名を除いた 15 名の方が区分 6 となっており、重度加算対象者が 13 名といった状況です。

寮内では、利用者の方の障害特性に配慮しシンプルでわかりやすい日課を基本とし、個々の利用者の方に合わせた生活ができるよう、個別での活動や過ごし方を取り入れています。そのため、職員には、自閉症支援における専門的な知識が求められます。

短期及び日中一時利用者の受け入れについては行動障害等のある方を中心に、7 寮での支援の適性尺度としてアセスメントシートを活用し、在寮されて

いる利用者の方への影響を考慮し、地域支援課と連携しながら受け入れを行っています。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 利用者の人権擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が望む支援を実現していくため、利用者満足度調査、職員の自己評価の結果を踏まえ、個別支援計画についても成年後見人やご家族と協同して作成します。 ○ 利用者の意思決定への配慮、プライバシーへの配慮、適切な呼称の徹底、虐待の絶対禁止等、人権擁護のための基本的事項を遵守します。 * 寮会議での周知 「職員行動指針」・「二つの心得と7つの約束」・「スタッフの目標」の勤務室内掲示。 ○ 身体拘束を必要としない支援をめざし、支援内容、支援体制の評価・見直しを定期的に行います。
2 生活の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活に楽しみを多く取り入れ、充実した生活を過ごすことができるよう支援します。 ○ 健康及び衛生面に配慮し、生活の場としての環境整備、構築を推進します。 ○ ご家族、後見人の方との情報交換を密にし、生活面に反映して行きます。
3 職員のチームワーク	<ul style="list-style-type: none"> ○ お互いが尊重し合い、風通し良く働きやすい職場環境作りを目指します。 ○ 「利用者本位」の支援に向けて、担当職員のみでなく、チームを中心にカンファレンスを行い、多角的な視点での実践をとおして、職員間での情報の共有を図ります。
4 指定管理施設としての役割の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県直営時代の利用者支援の枠組の継承及び更なるサービスの質の向上を目指します。 ○ 神奈川県強度行動障害対策事業実施施設（寮）としての役割を踏まえ、行動障害を呈する地域の方の受け入れを行います。

(3) 生活第二課 4 寮の運営計画

ア 目的

- ・ 利用者の人権擁護を推進します。
- ・ 職員間のチームワークを大切に資質の向上を図ります。
- ・ 地域資源の活用を図ります。

イ 4 寮の状況及び特徴

現在、12名の女性の成人利用者が生活しています。利用者の年齢は、26

歳から56歳までの比較的若く活発な利用者が多く、平均年齢40.9歳です。身障手帳を持っている方が1名います。障害支援区分は区分6が11人、区分5が1人で行動障害のある方が多くいます。

拘束許可を受けて居室の施設対応や、タイムアウトを行っている方は3名おります。食事は嚥下に問題のある方が2名おり、個別対応や見守りが欠かせないため、時間差で提供しています。

利用者の方は、拘りの強い方や他害傾向のある方もいますが、環境を調整することによって、落ち着いた生活が出来るようにしています。また、利用者の気持ちに寄り添い、ストレングスを引き出す支援にも力を入れています。

短期利用者・日中一時利用者については、サービス班と連携を図り受け入れています。また、支援内容を常に検討しサービスの向上を図り、身体拘束短縮にも取り組んでいます。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 利用者の人権擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体拘束について、時間短縮を進める取り組みを心がけています。 ○ 利用者一人一人に合わせた環境づくりを行い生活空間の共有を行います。 ○ 利用者のストレングスに注目した支援を行います。
2 職員の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員のチームワークを大切に、統一した支援に心がけ、資質の向上を目指します。 ○ 風通しの良い職場環境作りにつとめ、利用者に安定した支援の提供を行います。
3 地域資源を活用したQOLの向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者、および後見人の意向を汲みいれ、余暇活動や外出において地域資源（地域の美容院や飲食店等）の活用を継続し、利用者の個性に応じて生活の質を広げます。
4 指定管理施設としての役割の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県直営時代の利用者支援の枠組の継承及びサービスの質の向上を目指します。

(4) 生活第二課8寮の運営計画

ア 目的

- ・ 利用者の人権擁護を推進します。
- ・ 個別支援の充実を図ります。
- ・ 職員間のチームワークを大切にし、資質の向上を図ります。

イ 8寮の状況及び特徴

利用者は38歳から72歳まで幅広い年齢の女性で、平均年齢52歳です。

利用者12名の内訳としては、自立歩行可能者が3名で、車椅子使用3名、歩行が不安定なために手を添える必要のある利用者が4名、歩行器使用の方が2名となっています。

障害支援区分は、全員区分6で障害が重度・最重度の方が多く生活しています。利用者は、食事・排泄・入浴等のすべての生活場面で支援の必要があります。

行動障害を呈する自閉症傾向のある利用者、体調に不安のある利用者、歩行が不安定な利用者、視力はないが活動的な利用者等、様々な障害特性を持つ利用者が混在しており多様な支援が必要です。

地域生活支援事業では、短期利用者・一時利用者の状況に応じた支援体制を構築し、安心した生活環境を提供できるよう地域支援課と連携を図りながら受け入れています。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 利用者の人権擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体拘束時間の短縮を目指し、支援の見直しをします。また、身体拘束を必要としない支援の取り組みを継続して取り組んでいきます。 ○ 一人ひとりに合わせた環境を考え、各々に適した空間を作っていきます。
2 個別支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2つのチームで話し合いの機会を多く持ち、利用者の望む支援を探り、余暇活動の向上をめざし張りのある生活を提供します。 ○ ご家族、後見人の方との情報交換を通して、納得できる支援を作っていきます。
3 職員の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修や勉強会を重ね職員間の情報交換を図り統一した支援を行い職員の資質の向上を目指します。
4 指定管理施設としての役割の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県直営時代の利用者支援の枠組の継承及びサービスの質の向上を目指します。

4 地域支援課運営計画

(1) 活動支援班の運営計画

ア 日中活動について

(ア) 利用者の特性に応じた9グループに別れて日中活動を提供します。

	生活介護								
	室内 活動2	園外 歩行1	園外 歩行2	園外 歩行3	室内 活動1	フロア 1	フロア 2	フロア 3	機能訓練
午前	個別課題	園外歩行			園内歩行・室内活動・手工芸等				機能訓練
	21人	10人	10人	8人	9人	18人	7人	9人	12人
	3人	2人	4人	3人	3人	7人	3人	2人	3人+PT1人
午後	個別課題	個別課題		園内歩行・個別課題・手工芸等				機能訓練	
	21人	10人	10人	8人	9人	18人	7人	9人	12人
	3人	2人	2人	3人	3人	7人	3人	2人	3人+PT1人

※ 上段：活動内容 中段：利用者数 ※ 下段：職員配置数

※ 活動時間：午前（9:30～11:30）・午後（13:30～15:30）

	利用者の編成のポイント	活動内容
室内 活動2	環境や活動日課等の変更や周囲からの刺激に弱く、さらに拘りも強く、見通しのもてる安定した日課の提供が必要な方。	構造化された活動環境やワークシステムを使用した、教材課題を中心とした活動。
園外 歩行1	ある程度活動や環境の変化に適応出来、室内活動が可能で、多くの運動量（5km程度）が必要である方。	午前：晴天時～園外歩行 （歩行距離5km程度） 雨天時～体育館歩行・室内活動 午後：教材課題中心の活動。 園内歩行等
園外 歩行2	2～4kmの園外歩行が可能の方。屋外では拘り等があるために、ある程度個別対応が必要な方、室内活動では構造化・個別化された環境が必要な方を含む。	午前：晴天時～園外歩行 （歩行距離2～4km） 雨天時～体育館歩行・室内活動 午後：室内活動（教材課題等）・園内歩行・リラクゼーション（スノーズレン）・余暇活動（フライングディスク等）
園外 歩行3	2～4kmの園外歩行が可能の方。歩行と室内活動を小グループで参加できる方。	午前：園外歩行 （歩行距離2～4km） 午後：園内歩行・ストレッチ・リラクゼーション（スノーズレン）・教材

		課題
室内活動1	健康や機能維持のため運動が必要であり、歩行能力はあるが介助も必要である方。また、歩行はしないが刺激が少ない環境が必要な方。	園内歩行・園外歩行（近隣）・ストレッチ・リラクゼーション（スヌーズレン）・教材課題など
フロア1	身体機能維持のため個別対応の歩行訓練が必要な方。気分転換のため車いすでの園内散策が必要な方。	園内散策（車いす）・園内歩行・ストレッチ・足浴・リラクゼーション（スヌーズレン）・教材課題など
フロア2	静かな環境を好む方や個別ブースの利用が必要な方。身体機能維持などのため歩行などが必要のある方。集団参加が難しく個別対応が必要な方。	教材課題・園内歩行・ストレッチなど
フロア3	静かな環境での活動を好み、手作業を主に行うとともに運動もある程度確保する必要のある方	陶芸・毛糸ほぐし・刺繍・はがき作り（紙すき）・ステンシルなどの作品制作・教材課題・園内歩行・ストレッチなど
機能訓練	リハビリテーション加算対象者の中で、日中活動の時間帯に主として機能訓練を実施・提供することが望ましい方。	P Tが作成した「機能訓練メニュー票」に沿った活動・園内散策・教材課題など

(イ) 希望者に日中活動内での余暇活動を提供します。

活動内容：陶芸・革工芸・ダンス・フライングディスク・リラクゼーション（スヌーズレン）

(ウ) ボランティアの協力を得て、利用者に地域の方との交流の機会を提供します。

協力活動内容：日中活動内余暇活動・園外歩行付き添い・作品製作等

(エ) 付帯業務について

地域連携業務	<ul style="list-style-type: none"> ① ふれあい作品展及びふれあいフェスティバルなど地域の行事に参加協力します。 ② ふれあい広場、施設長会については担当寮と連携して事務局業務を担います。 ③ しらとり祭の企画・運営を担います。
ボランティア関係業務	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティア受入れ窓口を担います。 ② ボランティア団体主催の行事等の開催、参加の調整を行います。 ③ ボランティア懇談会を開催し、円滑なボランティア活動の推進を図ります。
その他業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 話そう会の企画運営を行います。

イ 課題

- (ア) 施設入所支援担当者（寮）との連携強化による個別支援の充実
- (イ) グループ間交流による日中活動の充実
- (ウ) 通所利用者及び家族の高齢化にかかる対応
- (エ) 作業報奨金支給要綱の検討・見直し

(2) リハビリテーション運営計画

ア 実施方針

- (ア) 理学療法士（1名）が週2回勤務して、利用者に対してリハビリテーションを実施するとともに、職員に対して身体機能の低下の予防のため支援に必要な助言を行います。また今後も介護の増えていく状況を踏まえ、リハビリテーションの関わりを強化・展開させていきます。
- (イ) リハビリテーションを実施する上で、診療所・栄養士との連携の中、技術的な支援を受け、日々の生活の中でリハビリテーションの視点に立った支援ができるようにします。
- (ウ) 機能訓練活動グループが新設され、機能訓練支援の検証を行いながら、より利用者が安心・安全に機能維持及び向上が図れるようにします。また、支援員への助言・育成を図り、リハビリ加算に連動して体系的にサービスが提供できるようにします。

イ 業務の内容

- (ア) リハビリテーションの提供
定期的にリハビリテーションを提供し、3か月以内に見直しを行います。
- (イ) 医療スタッフ、支援員等との業務連携
医療的に介護・看護が必要な方に対して、診療所と連携します。必要な介護に関して相談・助言を行います。
- (ウ) その他の業務
医師の指示のもと補装具の処方を行います。支援員と連携し、車いすやクッション等の日常生活用具の支給を行います。

(3) 地域サービス班相談(CW)業務計画

ア 実施方針

- (ア) 地域生活移行の推進
- (イ) 横三地域の障害児者の在宅生活の支援
- (ウ) 当園入退所事務(児童、居住支援事業、強度行動障害、日中活動部会)、これらに関する相談や会議の開催等、内外関係機関との調整
- (エ) 各市町の各種会議等への参加による地域福祉の向上
- (オ) 園全体に関わる統計や調査等、短期入所、日中一時支援に関わる請求及び契約に関する適正な事務等の執行

イ 業務の内容

- (ア) 地域移行業務
 - ・ 利用者一人ひとりに適した移行先の検討及び情報提供
 - ・ 介護保険制度の活用に向けた手続き（認定から入所申請まで）の、寮への援助
 - ・ 各セクション及び診療所との連携、調整と助言の実施
 - ・ 各市町、事業所との連絡調整
 - ・ 退所に伴う各種行政等事務手続きに関する援助

- (イ) 相談業務
 - ・ 在宅障害児者の各種相談
 - ・ 短期入所、日中一時支援等の内外における利用調整
 - ・ 他サービス事業所との情報交換及び連携
 - ・ 外部の支援会議等の参加
 - ・ 入退所、集中療育入所、一時保護入所、虐待防止法に基づく受け入れに関する相談
- (ウ) 入退所業務
 - ・ 児童部会(入所、退所、集中療育、一時保護)
 - ・ 地域移行支援部会(入所、退所、集中療育、虐待防止法に基づく受け入れ)
 - ・ 強度行動障害部会(事業の開始、廃止等)
 - ・ 日中活動事業部会(自立訓練、生活介護サービスの開始、廃止等)
- (エ) 横須賀市障害とくらしの支援協議会、学校、児童相談所との連携
 - ・ 「くらしを支える連絡会」、「こども支援会議」の参加
 - ・ 武山養護学校等との連絡会議の参加
 - ・ 岩戸養護学校との連絡会議の参加
 - ・ 児童相談所との業務連絡会の参加
- (オ) 園全体に関わるもの、対外的な業務及び請求、契約に関する業務
 - ・ 各種統計事務
 - ・ 各種調査報告事務
 - ・ 利用希望者等に対する見学調整
 - ・ 短期利用者との契約
 - ・ 短期、日中一時支援の請求、上限管理事務
- ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 多様な施設利用ニーズの高まりに即した適正な短期入所利用の調整と提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所や市町、在宅支援事業所との連携による個々の在宅障害児者のニーズの把握 ○ 個々の相談への適切な評価と、それに基づく具体的な支援調整の実施 ○ 利用ニーズの理解と必要に応じた柔軟なベッド活用の促進
2 圏域市町村の福祉サービスの状況を踏まえた当園地域サービス事業の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当園在宅支援サービス状況の評価の継続
3 利用者が望む暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所(入所支援、生活介護等)の情報収集に努め、利用者、家族、職員に対する情報提供の実施 ○ 特に児童課の地域生活移行について、寮や市町との連携を密にした推進 ○ 必要時、地域生活移行をした利用者や事業者を訪問する等、移行後のアフターフォローの実施 ○ 利用者、家族、職員へ必要に応じた障害福祉サービスの説明

(4) 心理業務計画

ア 実施方針

相談ニーズに応じて個々の利用者の発達評価や生育歴・家族関係・生活状況の分析を通して利用者に対する関係者の理解を深め、個々の利用者の特性に即した心理的側面から具体的支援を共に考えます。

イ 実施事業の内容

(ア) 利用者への心理的支援の実施

①入所者への支援

- ・発達障害(自閉症スペクトラム障害, ADHD)のある利用者に対する支援方法を検討します。
- ・SSTの技法を使って利用者のコミュニケーション能力の向上を図ります。
- ・セカンドステップのようなプログラムや、振り返りシートのようなワークシートを使って利用者の自己理解・他者理解を促進し、生活場面におけるストレスやトラブルを軽減することで、より快適な生活を送れるように支援します。
- ・必要に応じて、心理面接やアセスメントを実施します。
- ・利用者間の対人関係に大きな躓きがみられる場合など、必要に応じて利用者自身が参加する話し合いの場を設け、関係改善を図ります。

②短期利用、日中一時利用者への支援

- ・行動観察を行い利用者の状態像を把握し助言します。
- ・必要に応じて、通所の生活介護、心理面接・アセスメントを実施します。

③在宅児者への支援

- ・在宅の支援困難ケースの状態像を把握し助言します。
- ・必要に応じて、通所の生活介護、自立訓練利用者の能力や特性を把握し、助言します。

④強度行動障害対策事業専任との連携

強度行動障害対策事業の支援チームの一員として、心理的側面からの助言、協力を行います。

⑤アフターフォローの実施

必要に応じて退園者に対して、心理面接等のアフターフォローを実施します。

(イ) 学習会(コンサルテーション)の実施

園内の要望に応じて心理学的視点からの研修を実施し、職員の支援技術の向上に協力します。

(ウ) 日中活動への支援

行動障害を伴う方の日中活動への支援を行い、同時に利用者の行動評価を実施し、課題設定等を日中活動職員と協議して行います。

(エ) 支援困難ケースへの助言

関係機関との会議、寮でのケース会議等に参加し、支援困難ケースへの助言を行います。

(オ) 心理支援実施報告

利用者への心理支援の実施について、定期面接記録やカンファレンス報告書等の提出により取り組みを報告します。

ウ 課題と取り組み

(ア) 入所者への支援

- ・定期面接者を中心に、個別支援計画のアセスメントやモニタリング時に心理的視点から助言します。
- ・心理支援が必要な方については、各種相談及びアセスメントを行い、助言します。
- ・発達障害のある児童・成人に対する支援方法を検討します。
- ・入所者の高齢化に伴い、知的障害を持つ高齢者への支援方法を検討します。
- ・必要に応じてグループワーク（S S T等）の実施、評価を行います。
- ・必要に応じて個別支援（セカンドステップ等）の実施、評価を行います。
- ・入所者・通所者を対象に、心理療法・プレイセラピーを実施し、そこで得られた利用者像を、新たな支援を組み立てる際の検討材料とします。

(イ) 学習会の実施

- ・外部講師を招聘し、心理的な視点からの公開講座を年2回企画、実施します。
- ・園内の要望に応じ、随時、学習会、ケース検討等を行います。

(ウ) 心理担当職員の研修

- ・発達障害を持つ方への実践的な支援や、面接、アセスメント技法等についてスキルアップに努めます。

(エ) 施設心理の役割

- ・施設心理の役割について、寮や関係機関に向けて話し合いや実践を通し、伝えていきます。
- ・ケース支援について随時、心理担当同士のカンファレンスや話し合いを行います。

(5) 強度行動障害事業運営計画

神奈川県強度行動障害対策事業実施要綱に基づき、事業担当職員が配置されています。本事業は、強度行動障害の状態にある障害児者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談、生活支援、地域の関係機関との連携の推進を通して、障害児者の生活を支えることを目指しています。

ア 実施方針

(ア) 神奈川県強度行動障害対策事業の要綱に基づき取り組みます。

(イ) 地域や関係機関との連携を推進し、横須賀三浦圏域にお住いの行動障害のある方の生活を支援します。

(ウ) 行動障害を理解し、特性に合った支援を行うことができるよう、予防的支援の視点から自閉症支援等についての研修を企画します。

イ 実施事業の内容

(ア) 生活支援事業

支援の難しい知的障害児者に対しては、強度行動障害対策生活支援事業の対象者として支援を行います。また、県事業対象以外に支援が必要な利用者についても、三浦しらとり園独自に要綱を定め、準事業ケース及び相談ケースとして支援プログラム等の検討を行い、全園的な支援レベルの向上を目指しています。

(イ) 地域生活支援

地域で生活している行動障害のある方に対して、関係機関等と連携しながら情報を共有し、三浦しらとり園の施設機能を使って地域生活を支えます。

(ウ) 研修の実施

横須賀三浦圏域の施設や学校関係機関を対象に、障害特性に関する知識と支援技術の向上のために、公開講座や事例検討会等の研修を実施するほか、他の施設・学校等へのコンサルテーション、利用者支援方法の検討や研修を行います。

また、各事業実施施設と協力して神奈川県全域を対象とした研修を実施します。

(エ) 会議

神奈川県強度行動障害対策連絡調整会議（隔月開催）に出席し、県事業実施施設間の情報交換、事業を展開するにあたっての課題の検討、事業対象者に関する協議（新規、継続、終了）等を行っています。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 支援技術向上のための取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行動障害及び発達障害児・者の障害特性の理解、基本的支援技術に関する基礎研修を開催します。 ○ 公開講座や事例検討会を開催し、横須賀・三浦地区の福祉等関係職員の支援力の向上を目指します。 ○ 地域で開催される研修への職員参加を積極的に勧めます。また、研修開催の要請があれば協力します。 ○ 行動障害のある利用者の課題をチームで解決することを通して支援員全体の課題解決力の向上を目指します。 ○ 園内向けの学習会を開催する等、支援力の向上を目指します。
2 園・地域・関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の行動障害を有する障害児・者について、関係機関と協力し必要に応じて支援体制の整備を行います。 ○ 関係機関からの相談に応じて、コンサルテーション、利用者支援方法の検討等、必要な支援を行います。 ○ 強度行動障害対策事業について情報を共有し、園内に向けて周知、発信を行います。

エ 具体的な事業展開

主な事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
事業対象者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・チーム会議の開催（随時） ・対象児者への個別支援（随時） ・状態等についての評価（随時） ・関係機関・家族との調整（随時） 												
予防的支援に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所、在宅サービス利用者の支援に関する相談を受け、支援方法について助言をする（随時） 												
事業に関する啓発・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・学校でのコンサルテーション（随時） ・見学者への事業説明（随時） ・圏域の施設への訪問調査及びTEL調査 												
研修・研究		公開基礎講座①②		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 自閉症支援や強度行動障害に関する内容の公開講座を3回実施 </div>									
						事例検討会①			事例検討会②				
重点課題	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の事業展開についての検討 <ul style="list-style-type: none"> ・強行連絡調整会議での議論を踏まえて検討を進める（年間） ○地域生活移行に関する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・圏域施設や機関と連携しながら地域生活移行に向けて取り組む（年間） ○実態調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・強行連絡調整会議での議論を踏まえて実施する。（年間） ○支援集の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・強行連絡調整会議での議論を踏まえて検討を進める。（年間） 												

5 特定相談支援事業及び障害児相談支援事業運営計画

相談支援事業は、平成26年4月1日から指定管理協定書第63条に規定する指定管理者の自主事業として開始しました。

(1) 運営方針

ア 利用者が、その有する能力及び特性に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう相談し、サービス利用計画作成等の援助を適切に行います。

- イ 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ウ 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する支援関係者との連携に努めます。
- エ 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守します。

(2) 事業の内容

利用者が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、基本相談支援に関する業務およびサービス等利用計画の作成及びそのモニタリングに関する業務を行います。

(3) 課題と取組計画

課題	取組計画
1 計画相談の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画相談においては障害福祉サービスを利用している方やこれから利用しようと考えている方、またセルフプランから計画相談に切り替えを考えている方からの相談に応じ、利用計画を作成します。 ○ サービス等利用計画の作成後、実施状況の把握「モニタリング」を行い、必要に応じて計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。 ○ 新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行います。 ○ 計画相談を作成する実施地域は横須賀・三浦障害保健福祉圏域（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市・葉山町）とします。
2 地域・関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他相談支援事業所及び他サービス事業所との情報交換及び連携を行っていきます。 ○ 必要に応じて自立支援協議会や外部の支援会議等に参加します。 ○ 法人内の鎌倉やまなみ相談支援事業所とそれぞれの地域性等を考慮しながら連携し、利用者や家族にとって利用しやすい相談支援体制を整えていきます。

6 強度行動障害支援者養成研修事業運営計画

強度行動障害支援者養成研修事業は、指定管理協定書第63条に規定する指定管理者の自主事業として、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一環として取り組みます。

(1) 運営方針

- ア 神奈川県域の行動障害のある方への支援力の向上を目指します。
- イ 自閉症や行動障害のある方の特性理解を深めます。
- ウ 行動障害のある方の行動の背景を知ること、虐待防止につながります。
- エ 事業実施を通じて関係機関との連携の強化を図ります。

(2) 事業の内容

神奈川県強度行動障害支援者養成研修事業者指定要綱に基づき、強度行動障害を有する者に対し適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を開催します。

(3) 取組計画

神奈川県強度行動障害支援者養成研修事業者指定要綱に基づき、研修を企画し開催します。

- 年2回開催します。
- 横須賀・三浦圏域の会場で開催します。
- 講師、ファシリテーター等については、地域で行動障害のある方たちの支援に携わる関係者で構成します。
- 県内で強度行動障害支援者養成研修を実施している事業者と連携し、効果的な研修を行えるよう取り組みます。

V 年間行事計画

1 平成29年度年間行事等計画

月	主催行事	外部行事 招待行事等	法人行事	家族会	学 校 行事等	地域サービ ス事業	利用者 検 診	防災訓練	研修研究		医療実務研修	強度行動障 害	環境整備 (担当)
									課題研修	階層別研修			
4			22日 第37回 清和祭パ ザー	21(金) 家族会	入学式 始業式 家庭訪問 武養高修学 旅行		歯科定期検診 血液検査	転入・新採職員対 象防災講座 火災避難集合訓 練(周知)		新採職員 研修 ↑	与薬マニユアル 研修 (転入研修)		7寮 ※ 予備日を、翌月曜 日とする。
5	20日 レクリエーシ ョン大会 児童課BBQ	KIDSデザ イナーランド		20(土) 総 会	野比小 運動会 武養二者業務 連絡会 岩戸二者業務 連絡会	横三施設長 会議 オンズパーソ ン運営委員会		日中活動中火災 避難集合訓練 (周知)	公開基礎講座 (強行)2日間		応急処置と実 践 (ハイムリック法)		8寮 レクリエーション大会 整備
6		4日 ふれあいフェ スティバル 横須賀学院 花の日訪問		16(金) 家族会			内科検診 (聴診) X線検査 検便 (便潜血40歳 以上)	夜間想定火災避 難集合訓練(周 知) 非常用階段車椅子 降下体験	事例検討会 (強行) ①		AED(自動体外 式除細動器) 研修		支援課 1寮
7	プール開き はまゆう キャンプ		19日 第14回 鎌倉花火 由比納涼 祭パザー		終業式 夏季休業	鎌運業合同会 議 耳鼻科検診		火災避難集合訓 練(周知)児童	公開講座 (強行)3回 及び 公開講座 (心理)2回 を開催		蘇生法研修		2寮 3寮
8	キャンプ 海水浴	台町内会納 涼祭 北下浦納涼 ふるさと祭	第45回 清和納涼 祭	18(金) 家族会				地震・火災避難集 合訓練(周知)休 日体制想定 利用者学習会 (あしん・顔見 学)		外部研修 等へ随時 参加 各委員会主 催研修を随 時開催			4寮 5寮
9					始業式 長沢中 体育祭 武養 文化祭		尿検査 心電図検査 (40歳以上)	夜間想定火災避 難集合訓練(周 知)※職員連絡 網含む	事例検討会 (強行) ②				6寮 7寮
10	14日 第54回 しらとり祭		7日 第46回 清和体育 祭	20(金) 家族会	武養小中 修学旅行	横三施設長 会議 オンズパーソ ン運営委員会	眼科検診	火災避難集合訓 練(周知) 消火器放水訓練 職員対象防災講 座			吸引ノズル 研修	強度行動障 害支援者養 成研修 (基礎研修)	8寮
11		第42回ふ れあい作品 展 第28回ふ れあい広場					インフルエンザ 予防接種① 血液検査	津波・火災避難 集合訓練(周知)			感染症研修		支援課
12	餅つき (児童課) クリスマス会 (児童課)	第55回 SRFクリ スマス会		15(金) 家族会	終業式 冬季休業 高等部 前期入学 選抜		インフルエンザ 予防接種②	日中活動中火 災避難集合訓 練(周知)	事例検討会 (強行)③		日常行動 実態調査		1寮
1		第26回 NTTふれ あいコンサ ート	第21回 新春の集 い		始業式		乳がん検診 (20歳以上)	夜間想定火災 避難集合訓練 (周知)					2寮
2	ボランティア 懇談会 県児相との 連絡会			16(金) 家族会	高等部後期入 学選抜 武養二者業務 連絡会 横須賀市三者 業務連絡会			地震・火災避難 集合訓練(周知) 煙体験訓練		園内実践 報告会		強度行動障 害支援者養 成研修 (基礎研修)	3寮
3	卒業を祝う 会 横須賀学院 コンサート				高等部卒業式 武養小中卒業 式 学校春季休業	横三施設長 会議 オンズパーソ ン運営委員会		地震避難集合訓 練(周知なし)		新採職員 研修		入退所等検 討会議 (強行部会)	4寮

2 診療所事業

(1) 診療科目

精神科、内科、耳鼻科、外科、婦人科、歯科、整形外科（1/月）

(2) 診療時間

毎週月曜日から金曜日 9時から17時まで

(3) 診療割振表

	月	火	水	木	金
午前	精神科	外科	精神科	外科	内科
午後	(調整中)	精神科	精神科	内科	婦人科

歯科

	月	火	水	木	金
午前	歯科	—	歯科	歯科	歯科
午後	歯科	—	歯科 (第2不在)	歯科	歯科 (第3不在)

(4) 年間検診計画

月	対象	検診項目	検診機関	備考
4月	全員	歯科・血液検査	当園診療所	臨時検診
6月	全員	検便	当園診療所	便潜血(41歳以上)
		内科検診	当園診療所	
		胸部X線	湘南病院	
7月	全員	耳鼻科検診	湘南病院医師	
8月				
9月	全員	尿検査	当園診療所	糖・蛋白・潜血
	40歳以上	心電図検査	湘南病院技師	
10月	全員	眼科検診	湘南病院技師	
11月	全員	インフルエンザ 予防接種① 血液検査	当園診療所	利用者2回実施 (職員希望者のみ)
12月	全員	インフルエンザ 予防接種②	当園診療所	
1月	女性 20歳以上	乳癌検診	湘南病院医師	
2月				
3月				

※短期・日中一時支援利用者、通学生を除く

(5) 業務連絡会の開催

年1回三浦しらとり園、診療所及び湘南病院職員による業務連絡会を実施する。

3 防災避難訓練計画

防災・避難訓練計画

実施月	訓練内容	ねらい	備考
4	転入・新採用職員対象防災講座	防災マニュアルの周知 防災機器の操作	アドバイザー
	火災避難集合訓練（周知）	寮活動体制時の避難	8寮
5	日中活動中火災避難集合訓練（周知）	日中活動体制時の避難	支援課
6	夜間想定火災避難集合訓練（周知）	寮活動体制時の避難	2寮
	非常用階段降下車椅子の実地体験と説明	5・6寮職員を中心に実施	5寮
7	火災避難集合訓練（周知） 児童	寮活動体制時の避難	1寮
8	地震・火災避難集合訓練（周知） 休日体制想定	寮活動体制時の避難	3寮
	利用者学習会（あんしん館見学）	防災意識の向上	2寮
9	夜間想定火災避難集合訓練（周知） ※職員連絡網も含む	寮活動体制時の避難 正確迅速な情報伝達	4.8寮
10	火災避難集合訓練（周知）	寮活動体制時の避難	5寮
	消火器・放水訓練	防災機器の実地訓練	6寮
	職員対象防災講座	防災機器設備の理解 救援機器の操作	管理課
11	津波・火災避難集合訓練（周知）	寮活動体制時の避難	6寮
12	日中活動中火災集合訓練（周知）	日中活動体制時の避難	支援課
1	夜間想定火災避難集合訓練（周知）	寮活動体制時の避難	7寮
2	地震・火災避難集合訓練（周知）	寮活動体制時の避難	1寮
	煙体験訓練		3寮
3	地震・火災避難集合訓練（周知なし）	寮活動体制時の避難	4寮

※9月実施予定の夜間想定火災非難集合訓練については、従来の13時からではなく、より実践に近い夜の時間帯（19時頃）での実施を検討。

4 環境整備実施計画

実施月日	担当	場所	備考	整備目標となる行事	発電機試運転
4月	7寮	樹木草	防災倉庫の確認		
5月	8寮	グラウンド		レクリエーション大会	○
6月前半	支援課	グラウンド			
6月後半	1寮	園周辺			
7月前半	2寮	園外周	園裏手の住宅との境目		
7月後半	3寮	プール グラウンド			
8月前半	4寮	グラウンド		北下浦納涼 ふるさとまつり	○
8月後半	5寮	グラウンド 周辺			
9月前半	6寮	グラウンド			
9月後半	7寮	グラウンド 周辺	しらとり祭整備		
10月	8寮	グラウンド		しらとり祭	○
11月	支援課	樹木草			
12月	1寮	各寮・体育館 日中活動室			
1月	2寮				○
2月	3寮	樹木草			
3月	4寮	樹木草			

※1 SRFボランティア、八八園芸の整備の予定が入った月は環境整備の実施週を変更することとする。

※2 6月～9月の夏季期間中は、草木の成長が早いことを考慮して月2回の実施を基本とする。場所はグラウンドを中心として適宜必要な個所に取り掛かるとする。

5 平成29年度ボランティア受入計画

(1) 主たる活動の受入計画

活動区分	活 動 内 容 等	
縫製活動	二・三の会、東中里紫重会、ふよう会、さくらの会等によるボランティア室での寮からの依頼に基づく衣類補修等の縫製支援	
日中活動	手工芸	つくし会、かきくけこ等が作品の仕上げや作品販売等の活動支援
	ダンス	さくらの会によるダンスの指導支援
	フライングディスク	1FDK三ツ磯クラブによるフライングディスクの指導
	陶 芸	陶芸創作活動の指導
	利用者交流支援	園外歩行の付添いや室内での作品制作等を通じての日中活動の支援
通学支援	北下浦ボランティアセンターからの派遣による野比小への通学支援	
利用者交流	<ul style="list-style-type: none"> ・北下浦ボランティアセンターの派遣等による余暇活動や外出の支援や寮務棟への支援 ・5月の花の日には横須賀学院からの花のプレゼント ・フットケア 	
環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・SRF-JRMCによる5月から10月まで芝刈り等の活動支援 ・八八園芸会による通年の樹木伐採等の活動支援 ・横須賀学院による園内清掃 	
行 事	<ul style="list-style-type: none"> ・SRF-JRMCによる12月のクリスマスパーティー開催 ・NTTサービスイノベーション総合研究所による1月のふれあいコンサート開催 ・横須賀学院吹奏楽部による3月の吹奏楽コンサート開催 ・しらとり祭ではSRF-JRM、GNF-J、逗子高校等の参加による模擬店の出店等様々な活動支援 	
余暇活動	<ul style="list-style-type: none"> ・16ミリ試写会による映画の映写会開催 ・逗子高等学校やホットアイによる園内喫茶の活動支援 	

(2) 北下浦地区ボランティアセンターからの派遣

通学支援や利用者交流に多数のボランティアの派遣を調整していただいている。今年度も連携を密に図りながら継続的に支援をいただきます。

(3) 新規ボランティアの受入

ボランティアの皆様も高齢化しているため、新たなボランティアの受入を積極的に図っていきます。

(4) ボランティア懇談会の開催

ボランティア懇談会を毎年1回実施し、日頃の活動等についての意見交換の機会を設けます。

(5) ボランティア登録

ボランティアマニュアルを改訂し、ボランティア登録は年度ごとに行います。また、ボランティア活動に当たっては同意書に署名を行った上で実施していただきます。

6 調理の業務計画

(1) 利用者の特性に合わせた食事の提供

- ア 児童課通学生の弁当や行事に合わせた食事を提供します。
- イ 適温でバランスのとれた、家庭的な食事の提供に努めます。
- ウ 当園診療所と連携し、摂食嚥下機能や健康状態に適した食事の提供を行います。
- エ 選択食やバイキングを定期的を実施します。
- オ 季節の変化に合わせた行事食を実施し、食の楽しみを深めます。
- カ 寮職員・栄養士・委託側従業員とで話し合い、安全でおいしい食事提供に努めます。
- キ 寮での聞き取りや誕生日メニュー、選択食のアンケートを実施し、献立に反映させます。
- ク 栄養ケア・マネジメントの計画を食事に反映させ、より利用者の健康に配慮することを心がけていきます。

(2) 利用者の特性に合わせた食種

- ア 主食は、米飯・粥・粒粥ゼリー・粥ゼリーを提供します。
- イ 副食は、普通食・一口大食・きざみ食・超きざみ食・超きざみソフト食・ミキサー食・ソフト食を提供します。
- ウ アレルギー食や嗜好等に一層の配慮をしていきます。

(3) 年間行事食予定

- 4月 花見、入学・進学祝い
- 5月 こどもの日
- 6月 入梅、食育の日
- 7月 七夕、土用の丑
- 8月 お盆、野菜の日
- 9月 敬老の日、中秋の名月
- 10月 体育の日、ハロウィン
- 11月 勤労感謝の日
- 12月 冬至、クリスマス、大晦日
- 1月 正月、七草
- 2月 節分、バレンタイン
- 3月 ひな祭り

※その他適宜実施予定

(4) 食中毒予防のための環境整備

- ア 厨房の掃除を毎日行います。排水溝は定期的に清掃を行います。
- イ 年2回専門業者による害虫駆除を行います。
- ウ 専門業者によるグリス・トラップの清掃を行います。

(5) 横須賀清和ホームへの朝食・夕食配送

入居者の健康に配慮した食事を毎日配送します。

(6) 家族試食会の実施

年1回、利用者家族を対象にした試食会を開催し、日ごろの食事内容について情報提供を行います。

7 平成29年度実習生等受入れ計画

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																			
4月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水																	
5月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水																			
6月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水															
	聖ヶ丘教育福祉専門学校3年2名12日										横浜こども専門学校3年2名12日										大原医療秘書福祉保育専門学校2年2名12日																													
7月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水																	
	横浜保育福祉専門学校3年2名12日										実習オリ		鶴見																																					
8月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木												
	大学2年2名12日										東京都市大学4年2名13日										田園調布学園大学3年2名14日																													
																					田園調布学園大学社会福祉士実習1名(24日間)																													
																					県立保健福祉大学社会福祉士実習1名(24日間)																													
9月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木								
	国学院大学3年2名12日										実習オリ		横浜創英大学3年2名12日										田園調布学園大学社会福祉士実習																											
																					県立保健福祉大学社会福祉士実習																													
10月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木										
											蒲田保育専門学校2年2名12日																																							
11月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木						
											実習オリ																																							
12月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
											横浜こども専門学校3年2名12日																																							
1月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木				
											実習オリ		和泉短期大学1年2名12日										聖セシリア女子短期大学1年2名13日																											
2月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
											横浜保育福祉専門学校2年2名12日										鶴見大学1年2名12日																													
																					国学院大学3年2名12日						横浜高等教育専門																							
																					日本福祉教育専門学校社会福祉士1名(24日間)																													
3月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
											田園調布学園大学3年2名12日										学校2名12日																													
																					関東学院大学2年2名12日																													
																					日本福祉教育専門学校社会福祉士実習																													
	社会福祉士実習(3校): 田園調布学園大学、県立保健福祉大学、日本福祉教育専門学校 保育実習(13校)																																																	

8 家族との交流

年 月	開 催 日	行 事 予 定
平成 29 年 4 月	21 日 (金) 家族会	清和祭バザー 寮別懇談会
5 月	20 日 (土) 総会	レクリエーション大会
6 月	16 日 (金) 家族会	寮別懇談会
7 月		鎌倉花火由比納涼祭
8 月	18 日 (金) 家族会	清和納涼祭 北下浦納涼ふるさとまつり 寮別懇談会
10 月	20 日 (金) 家族会	清和体育祭 しらとり祭 寮別懇談会
12 月	15 日 (金) 家族会	S R F クリスマス会 (役員参加) 寮別懇談会
1 月		新春の集い 家族試食会 N T T ふれあいコンサート
平成 30 年 2 月	16 日 (金) 家族会	ボランティア懇談会 園内実践報告会 寮別懇談会
3 月		横須賀学院コンサート

※全体会は、原則偶数月の第三金曜日に開催（5月は総会開催）します。

※三役員会は、毎月第二木曜日に開催します。

※研修会（園内研修・施設見学会）を別途実施します。